

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月
遠賀町	若松	令和4年3月4日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	38.0	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.2	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	9.8	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.0	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	7.0	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.1	ha
(備考)		

### 2 対象地区の課題

現状は中心経営体で耕作できるが、後継者が不足しているため、担い手の確保が課題である。
--

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の認定農業者2経営体に農地を集約しながら、必要に応じて地区外から受け入れを行う。
地区内に新規就農者を呼び込むなど、新たな担い手の確保を進めていく

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者A	水稲・麦・大豆	3.7 ha	水稲・麦・大豆	3.7 ha	若松
認農	農業者B	水稲・野菜	3.5 ha	水稲・野菜	5 ha	若松
認農	農業者C	水稲・麦・大豆・野菜	13.4 ha	水稲・麦・大豆・野菜	17 ha	若松
認農	農業者D	水稲・麦・大豆	0 ha	水稲・麦・大豆	5.0 ha	島津・若松
計	4経営体		20.6 ha		30.7 ha	

注1:「属性」欄について

「認農」…個人の認定農業者 「認農法」…法人の認定農業者 「認就」…認定新規就農者

「集」…法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織

「到達」…基本構想水準到達者

注2:「今後の農地の引受けの意向」…現状からおおむね5年から10年後の意向

注3:「経営面積」…プランの対象地区内における中心経営体の経営面積

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構を積極的に活用し、担い手へ農地を集積させていく。

地区内で法人化は難しいため、広域的な法人への参加等を検討していく。

カラスやカモの鳥獣被害が増加傾向にあるため、行政や猟友会と連携し、被害防止体制の構築を図る。